

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、令和四年三月九日付けで、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、公表する。

令和四年三月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 争議行為を行う者
別表に掲げる者
- 二 事件
全日本建設交運一般労働組合関東支部の争議行為に対抗する件
- 三 日時
令和四年三月二十三日十時から問題解決に至るまでの期間
- 四 場所
別表に掲げる争議行為を行う場所
- 五 概要
事業所の閉鎖、就労拒否その他一切の争議行為を行う。

別表

会社名	株式会社アサヒ・エコキャリー
代表者氏名	代表取締役 横沢 稔明
所在地	東京都豊島区 西池袋二丁目 三十六番十一 ―千一号
争議行為を行う場所	株式会社アサヒ・エコキャ リー和光事業所 埼玉県和 光市新倉三―十五―四十一